

**新型コロナウイルス 感染拡大防止のため、人と人の距離の確保・手洗い・咳エチケットを徹底してください**

## 新型コロナウイルス感染症を乗り越えていくために

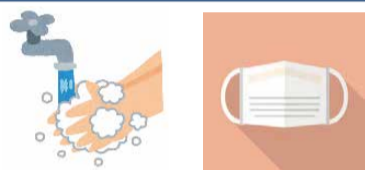
### 暮らしや働き方の「新しい日常」

新型コロナウイルス感染症を乗り越えていくために、暮らしや働く場での感染拡大を防止する習慣＝「新しい日常」を、一人一人が実践していきましょう。

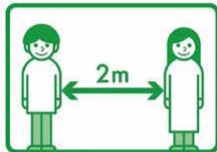
問い合わせ

防災課危機管理担当  
☎3578-2515

#### 手洗いの徹底・マスクの着用



#### ソーシャルディスタンス



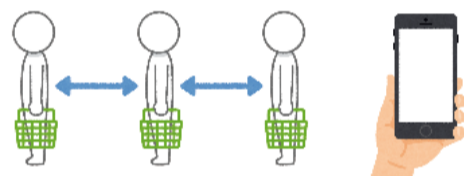
SOCIAL DISTANCE (距離を保とう)

#### 「3つの密」を避けて行動



#### 買い物

- 少人数・短時間で済まそう
- レジで並ぶ時は間隔をあけよう
- 通販やキャッシュレスを活用しよう



#### 娯楽・スポーツ等

- オンラインを活用し楽しもう
- 公園は空いている時間、場所を選ぼう



#### 公共交通機関

- 混んでいる時間帯を避けよう
- 徒歩や、自転車を利用しよう



#### 食事

- お箸やお皿の共用を避ける、座り方を工夫するなど、新しい食事マナーを実践しよう
- テイクアウトやデリバリーを利用しよう



#### 働き方

- テレワークや時差出勤を広げよう
- オンライン会議やはんこレスを進めよう
- ついたてや換気、消毒など、職場に応じた工夫をしよう



※都ホームページから抜粋

### テナントオーナーの皆さんへ

店舗・事務所等の賃料減額にご配慮をお願いします  
～「港区店舗等賃料減額助成金交付制度」のご案内～

区は、区内事業者の事業継続を支援するため、新型コロナウイルス感染症の影響により、店舗や事務所等の賃料を減額しているオーナー(賃貸人)に対して、減額した賃料の一部を助成します。

**助成対象者** 新型コロナウイルス感染症の影響で売り上げが減少している店舗等の賃料を減額しているオーナーのうち、次の条件を満たす法人および個人

(1) 中小企業基本法に規定する中小企業者であること(みなし大企業を除く)

- (2) 所有している港区内の物件(店舗・事務所等)を賃貸借契約もしくは転貸借契約に基づき提供していること
- (3) オーナーとテナント(店舗等賃借人)が同一(法人の場合は代表者または役員)でないこと
- (4) 事業税および住民税を滞納していないこと
- (5) テナントが今後も継続して当該物件で事業を継続する意思を確認していること 等

**助成金額** 減額した賃料の2分の1(1物件・1カ月当たり上限15万円)

※管理費・共益費・消費税は除く  
※千円未満切り捨て

**助成対象期間** 令和2年4～9月分の賃料のうち最大3カ月分

**申請受付期間** 郵送で、9月15日(火・消印有効)までに、〒105-8511

港区役所産業振興課「オーナー向け賃料助成担当」へ。

**主な申請書類**

- (1) 港区店舗等賃料減額助成金交付申請書
- (2) 店舗等賃料減額状況内訳書
- (3) 納税証明書(法人の場合は法人住民税および事業税、個人事業主の場合は個人住民税)
- (4) 履歴事項全部証明書(法人の登記簿簿本)(法人の場合)

(5) 住民票の写し(個人事業主の場合)

(6) 物件(建物)の不動産登記簿簿本

(7) 賃貸借契約書または転貸借契約書の写し

(8) 賃料減額を約した覚書や念書等の写し

(9) 通帳その他の賃料を減額したことが分かる書類の写し

※上記の他、資料の提出を求める場合があります。

※港区ホームページから、(1)(2)については様式を、(8)については参考様式をダウンロードすることができます。郵送での送付を希望する場合は、お問い合わせください。

問い合わせ

産業振興課経営相談担当  
☎3578-2459

**7月5日(日)は東京都知事選挙です 一票で、未来を作ろう投票しよう。自分のために未来のために。**

区の手続きや施設・催し物のご案内は **みなとコール** へ ☎5472-3710 FAX5777-8752 年中無休 午前8時～午後8時

◆「広報みなと」は新聞(朝日・読売・毎日・日本経済・産経・東京)折り込みです。区の施設や、郵便局(赤坂・一ツ木通・麻布・芝・芝公園・新橋・高輪)、公衆浴場、区内のJR・地下鉄・ゆりかもめの駅、新聞販売店等に置いてある他、希望する区民の皆さんに配達しています。また、「点字広報」、「声の広報」も発行していますので、ご利用ください。

「広報みなと」は、港区ホームページ(<https://www.city.minato.tokyo.jp>)でもご覧いただけます。

# 新型コロナウイルス感染症

## 日々の生活にお悩みの皆さんへ ～お金、仕事、住宅等、生活に関する 相談窓口のご案内～

新型コロナウイルス感染症の影響により、家計が苦しい、家賃が払えない、仕事が見つからない、病気で働けない、社会に出るのが怖い等、生活のことでお悩みはありませんか。

一人で抱え込まず、まずはお気軽にご相談ください。

### 自立相談支援

失業等による経済的な問題と合わせて、生活上の悩み、ご家庭の問題、健康上の悩み等のお話を伺います。課題を整理した上で支援プランを作成し、適切な支援機関につなぐ等、自立に向けた取り組みを一緒にを行います。

### ひとり親家庭支援

ひとり親家庭の仕事探しをお手伝いするとともに、ご家庭の状況に配慮しながら、抱える問題を一緒に解決していきます。

### 住居確保給付金(事前予約制)

失業等により住居を喪失したり、その恐れがある人に対し、住居確保のための給付金を支給します。

### 就労支援

就労支援員が仕事探しをお手伝いします。

### 就労準備支援

仕事に対する不安が大きかったり、人とのコミュニケーションが苦手だったり、すぐに仕事に就くこと

が難しいと見込まれる人に対し、生活習慣の回復、社会参加能力の修得、就労意欲喚起を行い、就職活動・就労が可能な状態になるよう支援します。

### 家計改善支援

家計の収支バランスが取れない人に対し、家計の管理や債務整理、滞納等に関する助言や情報提供、関係機関の紹介や同行等を行います。

### 学習相談支援

子どものいる世帯および子ども自身に対し、学習や進学等に関する助言や情報提供等を行います。

### 所在地

麻布地区総合支所2階

### 開所時間

月～金曜(祝日、年末年始を除く)  
午前8時30分～午後5時15分

### 問い合わせ

港区生活・就労支援センター

☎5114-8826 FAX3505-3501

※港区生活・就労支援センターは、港区が設置した、生活にお困りの人の相談を受ける機関です。社会福祉士等、専門的な資格を持った職員が相談を受け付けています。職員が相談者と一緒に問題点を整理し、必要に応じて生活保護をはじめとした他制度につなぐ等、生活改善に向けて支援します。

※新型コロナウイルス感染症の影響により、支援内容に変更が生じる場合があります。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、まずは電話でご相談ください(相談窓口等の混雑が予想されますので、ご注意ください)。

## 新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な皆さんへ 区税の徴収を猶予する「特例制度」のお知らせ

従来の区税の徴収猶予とは異なり、新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な場合の「特例制度」においては、徴収猶予を受けるための担保の提供は不要で、区税の納付が遅れたことによる延滞金もかかりません。

### 対象となる税金

- 特別区民税・都民税(特別徴収分)の平成31年度1月分～令和2年度12月分
- 特別区民税・都民税(普通徴収分)の平成31年度第5期分と令和2年度

### 第1期～第3期分

●軽自動車税(種別割)の令和2年度分  
対象 (1)(2)のいずれも満たす納税者、特別徴収義務者

(1)新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の1カ月以上において、事業等に係る収入が前年同期に比べておおむね20パーセント以上減少していること。

(2)一時に納付することが困難であること。

猶予の期間 それぞれの納期限の翌

日から1年間、徴収の猶予を受けることができます。

**手続き** 徴収の猶予を受けるには、所定の特例徴収猶予申請書を提出する必要があります。併せて、収入や現預金の状況が分かる資料を提出していただきます。

特例徴収猶予申請書は、電話またはファックスで連絡をいただければ郵送します。また、税務課納税促進係(区役所2階)で配布する他、港区ホームページからダウンロードもできます。

郵送での申請は、〒105-8511 港区役所税務課納税促進係へ。また、eLTAX(地方税ポータルシステム)を利用したオンライン申請も可能です。

窓口でも申請を受け付けますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、できるだけ郵送またはオンライン申請をご利用ください。

**提出期限** 令和2年2月1日～6月30日(火)に納期を迎える税については6月30日(火)、それ以降の税については、納期限までに申請が必要です。

### 問い合わせ

税務課納税促進係

☎3578-2615～20・2626～33  
FAX3578-2634

## 雇用調整助成金の申請書作成のための 無料相談窓口をご利用ください

国が実施している雇用調整助成金の特例措置について、事業者から区に対して、申請に関する相談窓口を設置してほしいと多くの声が寄せられたことから、区は、東京都社会保険労務士会港支部の協力の下、6月1日から1カ月間、申請書作成のための無料相談窓口を設置しています。利用には事前予約が必要です。

### 雇用調整助成金の申請書作成無料相談窓口の概要

対象 区内中小企業事業主

とき 6月1日～30日(火)

(1)午前9時30分(2)午前10時45分(3)午後1時(4)午後2時15分(5)午後3時30分  
※1日5枠です。

※土・日曜を除く。

ところ 産業振興課経営相談ブース(区役所3階)

相談方法 東京都社会保険労務士会港支部に所属する社会保険労務士による

### 面談

※1事業主あたり45分(制度説明15分、申請書説明20分、質疑10分)です。

※相談は、1社につき1回に限ります。

※予約がない場合の受け付けはできません。

**申し込み** 電話で、産業振興課コールセンター(受付時間:月～金曜午前9時～正午、午後1～5時)へ。

### 持参資料

(1)直近4カ月分の勤怠資料(タイムカード、出勤簿、シフト表等)(2)直近4か月分の給与資料(賃金台帳、給与明細等)

費用 無料

### 問い合わせ

産業振興課専用コールセンター

☎3578-2560・1

担当課 産業振興課経営相談担当

## 12月31日投函分まで、郵送申請する際の 郵送料を区が負担します

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送可能な手続きに要する郵送料を区が負担します。

一定期間、郵送料を無料とすることで、窓口の混雑緩和につなげます。

### 主な対象手続き

●各種証明書(住民票、戸籍に関する証明、特別区民税課税・納税証明書)の請求

●各種補助金交付申請・実績報告

●国民健康保険料、介護保険料等の減額・減免申請

●融資あっせんに関するもの  
※以上の4項目以外にも対象となる場合がありますので、各種手続きの担当窓口にお問い合わせください。

### 手続きの概要

区民等が発送する区宛ての各種手続きに係る郵便物の郵送料は、

料金受取人払いの方法によって、区が郵送料を負担します。

港区ホームページに、料金受取人払い用の様式を掲載しています。区民等は様式を印刷して、封筒に貼付することで、切手を貼らずに区に郵便物を郵送することができます。

### 実施期間

12月31日(木)投函分まで

詳しくは、港区ホームページをご覧ください。

二次元コードをスマートフォンで読み取ると、港区ホームページの郵送料についてのページをご覧ください。

### 問い合わせ

企画課区役所改革担当

☎3578-2622

# を乗り越えていくために

## 「特別定額給付金」の申請書を受け付けし、給付しています

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」に基づく「特別定額給付金」の申請受付および給付をしています。

### 受給権者

住民基本台帳に記録されている人の属する世帯の世帯主

### 必要書類

- (1) 申請者本人確認書類の写し(運転免許証、パスポート、健康保険証等)
- (2) 振込先金融機関口座確認資料の写し(通帳、キャッシュカード等、振込先の金融機関や口座番号が確認できるもの)

### 受付期間

#### 郵送による申請

5月25日～8月25日(火・消印有効)

#### インターネットによる申請

5月1日～8月25日(火)

### 給付予定日

区が申請書を受理してからおおむね1カ月後

### 臨時窓口を開設しています

表の臨時窓口において、お持ちいただいた申請書の受け付けや、申請書の記入方法の補助を行っています。

表 臨時窓口設置場所

地区名	設置場所
芝	港区役所1階はなみずき横
麻布	麻布区民協働スペース3階
赤坂	赤坂地区総合支所1階会議室
高輪	高輪地区総合支所4階通路内
芝浦 港南	芝浦港南地区総合支所1階管理課前スペース
台場	芝浦港南地区総合支所台場分室2階通路内

### 開設時間

午前8時30分～午後5時

### 特別定額給付金に関連した犯罪が発生しています

- 「個人情報」「通帳・キャッシュカード」「暗証番号」の詐取にご注意ください。
- 区市町村の職員が現金自動預払機(ATM)の操作をお願いすることは絶対にありません。
- 区市町村の職員が「特別定額給付金」の給付のため、手数料の振り込みを求めることは絶対にありません。

### 問い合わせ

港区特別定額給付金コールセンター  
☎6730-9401

## 国民健康保険加入世帯、介護保険第1号被保険者(65歳以上)、後期高齢者医療保険被保険者の保険料の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響によって収入が下がった国民健康保険加入世帯、介護保険第1号被保険者(65歳以上)、後期高齢者医療制度の被保険者に対し、令和2年2月1日～令和3年3月31日の保険料が減免される場合があります。減免に関する手続きや減免される割合等は、6～7月に区から郵送する令和2年度分保険料に関するお知らせや、港区ホームページで詳しくご案内する予定です。

対象の人は、お知らせを受け取った後、区に申請の手続きをしてください。

### 問い合わせ

- 国民健康保険料について  
国保年金課資格保険料係 ☎内線2574・5
- 介護保険料について  
介護保険課介護収納相談担当 ☎3578-2896
- 後期高齢者医療保険料について  
東京都後期高齢者医療広域連合お問合せセンター  
※月～金曜午前9時～午後5時(土・日曜、祝日を除く)  
☎0570-086-519  
国保年金課高齢者医療係 ☎3578-2654～9

## 各総合支所区民課での水曜延長窓口を再開しました

区の通常の窓口開庁時間は、午前8時30分～午後5時ですが、毎週水曜は、各総合支所区民課で午後7時まで窓口時間の延長を行っています。

この窓口時間の延長は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため休止していましたが、5月27日(水)から再開しています。

### 再開日

5月27日(水)から

### 水曜延長受付時間

毎週水曜午後5時～7時

### ところ

各総合支所区民課窓口サービス係、各総合支所区民課保健福祉係(芝地区は証明交付担当・相談担当・戸籍係を含む)

### 主な取り扱い業務

窓口サービス係  
転入届・転出届・転居届の受け付

け、印鑑登録の受け付け、マイナンバーカード(個人番号カード)交付(予約制、午後6時30分まで)、マイナンバーカード(個人番号カード)に搭載されている電子証明書の更新、住民票の写し(広域交付住民票は除く)・印鑑登録証明書・戸籍証明書・納課税証明書の交付(芝地区は証明交付担当)、住民税の収納(芝地区は相談担当)、国民健康保険料・

介護保険料・後期高齢者医療保険料の収納(芝地区は相談担当)戸籍届出の受領(芝地区は戸籍係)

### 保健福祉係

児童手当の申請受付、子ども医療費助成の申請受付

### 問い合わせ

- 各総合支所区民課窓口サービス係 ☎欄外参照
- 各総合支所区民課保健福祉係 ☎欄外参照
- 芝地区総合支所区民課証明交付担当・相談担当・戸籍係 ☎欄外参照

## 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ごみ・資源・資源プラスチックの出し方にご注意ください

新型コロナウイルス等の感染拡大防止のため、家庭からごみ・資源・資源プラスチックを出す際は、以下の点に注意をしてください。

区民の皆さんにご協力いただくことによって、ご自宅の周辺地域にお住まいの人や、ごみの収集・選別・処分作業をしている作業員等への感染リスクを下げることに繋がります。感染拡大防止にご協力をお願いします。

### 感染リスクを下げるための注意点

#### 家族等身近な人に対して

- ごみに直接触れない。
- ごみ袋はしっかり縛って封をす

る。

- ごみを捨てた後は手を洗う。

#### 周辺地域の人に対して

- ごみ(使用後のマスクやティッシュ等)を路上や公園等へポイ捨てることは、絶対にやめてください。

#### ごみや資源を収集・選別・処分をしている作業員等に対して

- 新型コロナウイルス感染症に感染している人または感染が疑われる人が飲み終えたペットボトル(キャップ含む)や資源プラスチックは、可燃ごみで出してください。
- 使用した後のマスク・ティッシ

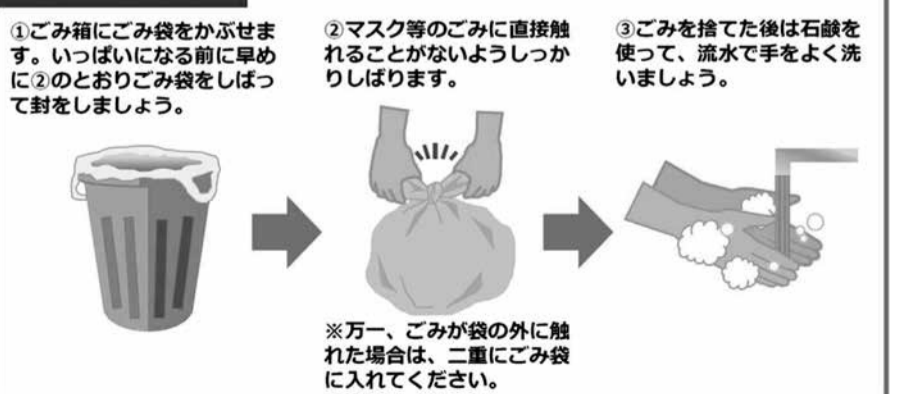
- ユ・飲み終えたペットボトル等、感染拡大の原因となる恐れがあるごみは、ビニール袋に入れて密閉してからごみ袋に入れてください。
- ごみ袋を集積所に出す際は、しっかりとごみ袋の口を縛ってください。

- 集積所のごみがカラス等に荒らされないように対策をしてください。

### 問い合わせ

みなとりサイクル清掃事務所清掃事業係 ☎3450-8025

### ごみの捨て方



## 高齢者 関連情報

一部65歳以下を対象とした内容も掲載しています



認知症等によって、徘徊の恐れがある高齢者等が、登録番号の入ったキーホルダーとアイロンシールをつけることで、地域の人や関係機関の協力を得ることができ、早期に発見できるようになります。

本事業の利用者で、対象の人は、認知症高齢者等賠償責任保険(☑参照)に加入できます。

詳しくは、港区ホームページや高齢者相談センター、各総合支所で配布しているパンフレットをご覧ください。

### 対象

次のいずれかに該当し、当人の

徘徊先や保護された場所に迎えに行くことができる介護人等がいる人

- 65歳以上の区民で認知症により徘徊の恐れがある人
- 65歳未満の区民であっても若年性認知症等により徘徊の恐れがあるとして区長が認める人

### 費用

無料(保険料は区が負担します)

### 申し込み

各高齢者相談センター、各総合支所区民課保健福祉係

※郵送での申し込みを希望する人は、申請書を送りますので、お問い合わせください。

## 認知症の家族の徘徊にお困りの人へ 「おかえりサポート事業」をご利用ください

### ☑ 認知症高齢者等賠償責任保険



### 認知症高齢者等賠償責任保険とは?

認知症高齢者の徘徊により...

- ✓線路内に立ち入り、電車の運行を妨げた
  - ✓誤って赤信号で道路を渡り、第三者を巻き込む事故を発生させた
- などの万一の事故で認知症高齢者の家族等に損害賠償責任が生じた場合に、補償される保険です

保険内容	補償内容	補償金
損害賠償責任補償	認知症による徘徊に起因する事故により、第三者の身体の障害及び財物の破損に係る損害賠償責任を補償します	最大5億円
被害者死亡時の見舞金	認知症による徘徊に起因する事故により第三者を怪我させ、被害者がその事故を直接的な死因として死亡した場合に、お葬式の香典や見舞品の購入費用として支給します	15万円

### 問い合わせ

高齢者支援課在宅支援係

☎3578-2402

## 自宅でできる簡単な介護予防運動のご紹介

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、多くの皆さんが自宅で過ごすことが日常となり、運動不足による筋力低下が懸念されます。

港区ホームページや介護予防総合センター(ラクっちゃん)のホームページでは、自宅でできる簡単な介護予防運動を紹介しています。

※港区広報番組でも5月21日~8月31日(予定)に紹介しています。6月11日~20日放送の港区広報番組の内容については、8面欄外をご覧ください。

### 問い合わせ

高齢者支援課介護予防推進係

☎3578-2930

## 高齢者の虐待防止に向けて

高齢に伴う認知症や自立度低下等により、介護が必要になることは誰にでも起こり得ます。自分一人や、家族だけで介護の負担を抱え込まず、サービスや相談窓口を活用し介護負担を減らすことが大切です。

「高齢者虐待防止法」が平成18年4月に施行され、高齢者の虐待防止と擁護者支援、虐待を発見した際には発見者に通報義務等があると定められています。

全国の高齢者虐待の数は年々増加しています。近所に気になる高齢者や介護中の人が見たら、見守りや声掛けをお願いします。

不慣れな介護で負担が増えて不適切な介護となってしまうこと

や、介護・世話の放任、年金の搾取等も高齢者虐待です。

高齢者虐待防止には、高齢者が人としての尊厳を保ち、安心して地域生活ができるように、高齢者に関心を持ち、高齢者の人権を守ることが大切です。

介護の不安や困りごとについては、高齢者相談センターまたは高齢者虐待の相談窓口で相談することができます。気軽にお電話ください。

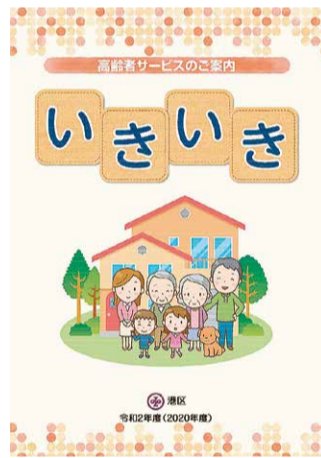
### 問い合わせ

高齢者支援課高齢者相談支援係

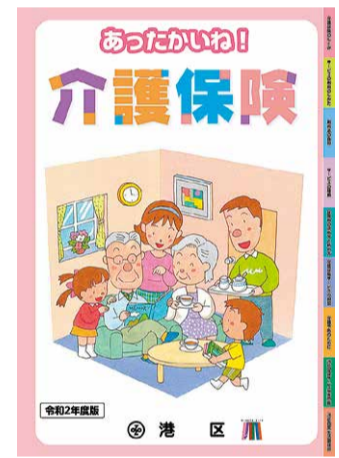
☎3578-2411・07

各高齢者相談センター ☎表参照

## 高齢者サービスをとりとまとめた刊行物を配布しています



いきいきの表紙



あったかいね! 介護保険の表紙

令和2年度版の「いきいき」や「あったかいね! 介護保険」を発行します。高齢者の皆さんに提供しているサービスや利用方法、問い合わせ先等を分かりやすく記載しています。いずれも無料です。

### いきいき(6月下旬頃に発行予定)

区が実施している高齢者福祉サービスをこの一冊にまとめて掲載しています。また、区内の高齢者施設を一覧表と地図で紹介しています。

### あったかいね! 介護保険

介護保険の仕組みや介護保険サービスを分かりやすく解説しています。また、港区の介護サービス

事業所の一覧を掲載しています。

### 配布場所

区役所2階(高齢者支援課、介護保険課)、各総合支所区民課・台場分室、各高齢者相談センター、各いきいきプラザ等

### 問い合わせ

○「いきいき」について

高齢者支援課高齢者福祉係

☎3578-2394

○「あったかいね! 介護保険」について

介護保険課介護給付係

☎3578-2877

## 高齢者相談センターのご案内

表 高齢者相談センター一覧

地区	所在地	相談区域	電話番号 FAX番号	受付時間
芝	芝3-24-5	芝、海岸1丁目、東新橋、新橋、西新橋、三田1~3丁目、浜松町、芝大門、芝公園、虎ノ門、愛宕	☎5232-0840 FAX5446-5857	月~土曜 午前9時~午後7時30分
麻布	南麻布1-5-26	東麻布、麻布台、麻布狸穴町、麻布永坂町、麻布十番、南麻布、元麻布、西麻布、六本木	☎3453-8032 FAX3453-6269	日曜・祝日・年末年始 午前9時~午後5時
赤坂	北青山1-6-1	元赤坂、赤坂、南青山、北青山	☎5410-3415 FAX5410-3417	在宅介護や介護予防に関する 電話での相談は、上記時間外 も可能です。
高輪	白金台5-20-5	三田4・5丁目、高輪、白金、白金台	☎3449-9669 FAX3449-9668	
芝浦港南	港南3-3-23	芝浦、海岸2・3丁目、港南、台場	☎3450-5905 FAX3450-5909	

高齢者相談センター(地域包括支援センター)では、主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師等が幅広く相談を受け、必要なサービスや機関の紹介、高齢者サービスの受け付けを行っています。

### 問い合わせ

各高齢者相談センター

☎表参照

担当課 高齢者支援課高齢者相談支援係



令和  
2年度

# 主な高齢者サービス一覧

在宅サービスを中心にご紹介します。内容に年齢区分の入っていない事業は、65歳以上の人が対象です。詳しくは、電話または直接、お問い合わせください。

問い合わせ  
 高齢者支援課在宅支援係 ☎3578-2400~6  
 ○各事業の申し込み・問い合わせ先  
 各高齢者相談センター ☎4面参照  
 各総合支所区民課保健福祉係 ☎欄外参照

凡例 申…申し込み 問…問い合わせ 令和2年4月1日現在

事業	内容	利用者負担等	申し込み・問い合わせ	
一人暮らし高齢者等への支援	家事援助サービス	日常生活に支障のある一人暮らしまたは高齢者のみの世帯のご家庭に、ホームヘルパーを派遣し、自立した生活を支援します(「自立」・「介護予防・生活支援サービス事業対象者」・「要支援1」の人は週2時間まで、「要支援2」の人は週3時間まで。要介護認定で「要介護1」以上の人は除きます)。 ※ご家族の仕事等の理由で、日中、長い時間一人になる人もご相談ください。 ※「介護予防・生活支援サービス事業対象者」および「要支援」の人は介護予防・生活支援サービス事業の訪問型サービスを限度額まで利用することが優先となります。	負担額(1時間) ・生活保護受給者 ……無料 ・住民税非課税者 ……120円 ・上記以外 ……200円	各高齢者相談センター 問 高齢者支援課在宅支援係
	緊急一時介護人派遣	一人暮らしまたは高齢者のみの世帯の人が病気やけが等で緊急または一時的な理由により家事援助や身体介護が必要になったときに、ホームヘルパーを派遣します。年3回、1回の日数は連続3日まで利用できます。派遣時間は1日につき6時間以内です。 ※「介護予防・生活支援サービス事業対象者」および「要支援・要介護認定」を受けている人は利用できません。	負担額(1時間) ・生活保護受給者 ……無料 ・住民税非課税者 ……120円 ・上記以外 ……200円	
	救急通報システム	家庭内で病気や火災等の緊急事態に陥ったとき、あるいは一定時間の動きが感じられないときに、専門の警備員が出勤して安否の確認および救助活動を行います。	生活保護受給者 ……無料 住民税非課税者 ……無料 上記以外 ……月額400円 ※別途通信料等がかかります。	各総合支所区民課保健福祉係 または 各高齢者相談センター 問 高齢者支援課在宅支援係
	訪問電話	近隣に親族が居住していない一人暮らしまたは高齢者のみの世帯で昼間一人になる人を対象に、相談員が定期的に電話で安否を確認し、各種の相談に応じます。	無料	
	配食サービス	一人暮らしまたは高齢者のみの世帯等で食事の準備や調理が困難な人に、昼食・夕食を週7食までご自宅にお届けし、同時に安否を確認します(生活状況の調査およびサービス提供の調整を事前に行います)。	1食…270~480円	
	会食サービス	一人暮らしまたは高齢者のみの世帯の人を対象に、週1回、各いきいきプラザ・台場高齢者在宅サービスセンター・芝浦アイランド児童高齢者交流プラザで昼食を提供します(登録制)。月1回、栄養士による栄養指導・栄養相談を行います。	負担額(1食) ・生活保護受給者 ……200円以内 ・上記以外 ……400円以内	各実施施設 問 高齢者支援課在宅支援係
介護が必要な高齢者への支援	紙おむつの給付	寝たきりまたは失禁状態にあり、要介護認定で「要支援1」以上の人に、紙おむつを給付します(おむつ代の助成と同時に利用できません)。 ※介護保険施設入所者は対象外です。 ※介護保険の第2号被保険者も対象です。	月額…500円	
	おむつ代の助成	区の給付する紙おむつの使用を認めない医療機関に入院している、要介護認定で「要支援1」以上の人に、月額1万円を限度におむつ代を助成します(紙おむつの給付と同時に利用できません)。 ※申し込み月以降の助成です。 ※介護保険施設入所者は対象外です。 ※介護保険の第2号被保険者も対象です。		
	理美容サービス	要介護認定で「要介護3」以上の人のご自宅を、理容師または美容師が年6回、訪問してサービスを行います。	1回…500円	
	寝具乾燥等消毒	要介護認定で「要介護3」以上の人に、年12回(うち1回(1月)は水洗い)、使用している寝具(布団)の乾燥消毒を行います。	乾燥消毒 ……1組150円 水洗い(敷・掛け布団) ……1枚300円 水洗い(毛布) ……1枚50円	各総合支所区民課保健福祉係 または 各高齢者相談センター 問 高齢者支援課在宅支援係
	福祉キャブの運行	歩行困難な人等を対象に、寝たまま、または車いすに乗ったまま利用できる昇降装置付きタクシーを運行します。 ※介護保険の第2号被保険者で要介護認定で「要支援1」以上の人も対象です。	タクシー料金と同額	
	緊急移送サービス	夜間の緊急時等、福祉キャブの利用が困難な場合に、民間救急事業者の車両を利用できます(利用料金の一部を助成します)。	ハイヤー料金と同額。そのうち7000円を限度に利用料金の7割を区が助成します。	
	認知症高齢者等おかけりサポート事業	認知症等により徘徊の恐れがある高齢者等に、登録番号が入ったキーホルダーとアイロンシールを配布することで、登録者が発見された際の身元確認につなげます。迎えに行ける介護人等がいる人が対象になります。また、登録者は、徘徊に起因する事故等に対する認知症高齢者等賠償責任保険に加入できます。	無料	
	徘徊探索支援	在宅の高齢者が、認知症の徘徊により行方不明となった場合に、人工衛星通信網(GPS)を利用した24時間体制の探索サービスにより、その居場所をご家族等にお知らせします。	月額 ……500円 現場急行サービス1回 ……3000円	
	通院支援サービス(病院内介助)	要介護認定で「要介護1」以上の人で、ケアプランに訪問介護(通院介助)または定期巡回・随時対応型訪問介護看護が計画されている人に、月3回、1回3時間まで、病院内の待ち時間にヘルパーが付き添いサービスを行います。 ※介護保険の第2号被保険者も対象です。	・生活保護受給者 ……無料 ・ホームヘルプサービス等の助成受給者 ……3パーセント負担 ・一般 ……1割負担	各高齢者相談センター 問 高齢者支援課在宅支援係
	民間賃貸住宅入居支援	住み替えが必要で新たな住まいに困窮している高齢者世帯に対し、民間賃貸住宅の紹介、債務保証会社の紹介と初回保証委託料の一部助成、入居費用の一部助成を行い、高齢者世帯の良好な居住環境の確保を支援します。	詳しくは、お問い合わせください。	各総合支所区民課保健福祉係 問 高齢者支援課在宅支援係
住まい	自立支援住宅改修給付	手すりの取り付けや段差解消、浴槽の取り替え等の住宅改修にかかる費用を助成します(介護保険の給付を優先します)。 ※工事着工後の申し込みは対象となりません。	最高1割負担 助成限度額については、お問い合わせください。	各高齢者相談センター 問 高齢者支援課在宅支援係
	昇降機設置費助成	要介護認定で「要支援1」以上および対象要件を満たし昇降機の設置が必要と認められる人に、階段昇降機またはホームエレベーターの購入および設置に要する費用の一部を助成します。 ※工事着工後の申し込みは対象となりません。	助成限度額133万2000円(所得に応じて1~6割の負担があります)	
	共同住宅バリアフリー化支援事業	高齢者が多く居住するマンション等の、共用部分のバリアフリー化改修工事に要する費用の一部を助成します。 ※工事着工後の申し込みは対象となりません。	詳しくは、お問い合わせください。	各総合支所区民課保健福祉係 問 高齢者支援課在宅支援係
その他のサービス	日常生活用具給付事業	外出や入浴時に転倒等の不安がある高齢者にシルバーカーや浴室用滑り止めマット等を給付します。 ※入院者、施設入所者は除きます。 ※給付種目と対象者についてはお問い合わせください。	介護保険サービス利用時の費用負担割合に準じて決定します。 生活保護受給者 ……無料	各高齢者相談センター 各総合支所区民課保健福祉係 問 高齢者支援課在宅支援係
	はり・マッサージサービス	各いきいきプラザおよび芝浦アイランド児童高齢者交流プラザで健康保持増進のため、はり・マッサージサービスを実施しています。実施回数は年22回(各回2日間)です。	1回…1000円	随時「広報みなと」でお知らせします。 問 高齢者支援課在宅支援係
	無料入浴券の給付	70歳以上の希望する人に、港区、近隣区の一部の銭湯で利用できる無料入浴券を給付します。 ※申請月によって給付枚数は異なります。	無料	
	港区コミュニティバス乗車券発行	70歳以上の区民に対して、港区コミュニティバス(ちいばす)の乗車券を発行します。台場シャトルバス(お台場レインボーバス)にも乗車できます。	「東京都シルバーパス」を所持している人 ……無料 「東京都シルバーパス」を所持していない人 ・住民税非課税者 ……無料 ・上記以外 ……1000円	各総合支所区民課保健福祉係

区役所・総合支所への申し込み・問い合わせについては、特記がない場合は平日午前8時30分~午後5時の受け付けとなります。

# 子育て・関連情報



## 港区の妊婦さんを応援します ～みなとプレママ応援事業を開始しました～



6月1日から区は、妊娠届を提出した全ての人(妊婦)を対象に、アンケートを行い、その結果を通じて、助産師等が必要な助言や情報提供を行う他、適切な相談窓口につなげる支援を開始しました。

アンケートに答えた妊婦さんには「育児パッケージ(合計2万円分の商品券)」をお渡しします。

### 対象

- (1) 区民で、令和2年4月1日現在、妊娠している人
- (2) 令和2年度中に妊娠届を提出する人

### 本事業のポイント

- (1) アンケート、電話による妊婦全員の面接を行います  
アンケート回収後は助産師等による電話相談を行います。助産師等が心身の状態や家庭の状況等を伺い、必要な支援につなげます。
- (2) 妊婦さんへの情報提供・継続支援を展開します  
電話相談の際、助産師等が妊婦

さんに必要な助言や情報提供を行います。継続支援が必要な妊婦さんには適切な相談窓口におつなぎします。

- (3) 育児パッケージをお渡しします

アンケートに回答していただいた妊婦さんには、育児用品の購入等に利用できる「こども商品券(1万円分)」に加えて、新型コロナウイルスの感染予防に必要な物品の購入や健診等でのタクシー乗車に

も利用できる「港区内共通商品券(1万円分)」を育児パッケージとしてお渡しします。

### 問い合わせ

みなとプレママ専用ダイヤル  
(受付時間:午前9時～午後5時)  
☎3455-4464  
健康推進課地域保健係  
☎6400-0084 FAX3455-4460

## 「港区出産・子育て応援メール」 をご利用ください

「港区出産・子育て応援メール」は、妊娠中や子育て中の区民の皆さんが安心して出産や子育てできるように、区が胎児の様子や産後のお子さんの成長、健康等に関するアドバイスを妊婦や乳幼児のご家族に向けて定期的にお届けします。

**対象** 区内在住の妊婦とその家族および3歳未満の乳幼児の保護者とその家族等

※出産、子育てには周囲の支えが必要です。パートナーやご家族も登録することができます。

### 配信回数

- 妊娠期 毎日
- 出産後 100日まで:毎日  
1歳まで:3日に1回程度  
2歳まで:週2回程度  
3歳まで:月2回程度

### 配信内容

**妊娠期** 胎児の様子や母親の身体のこと、妊娠中の食事、生活のアドバイス等

**出産後** お子さんの成長の様子、新生児のお世話の仕方、ふれあい方、授乳や離乳食のこと等

※メールの内容は、あくまで妊娠・出産・子育てに関する一般的な常識、医学情報に基づくものであって、全ての人に当ては

まるものでないことをあらかじめご了承ください。

**登録方法** 次の二次元コードを読み取って空メールを送信してください。一両日中に確認メールが届きます。登録・配信は無料です。※通信費用は登録者負担です。※妊娠中に登録した人も、出産後に再登録が必要です。

### 二次元コード



妊娠期



出産後

※スマートフォンで二次元コードが読み取れないときは、次のアドレスに空メールを送信してください。

**妊娠期**  
minato@reg.kizunamail.com

**出産後**  
minato\_kosodate@reg.kizunamail.com

※登録できない・配信されないときは、(特)きずなメール・プロジェクトにお問い合わせください。 ☎6317-5575

### 問い合わせ

子ども家庭支援センター子ども家庭サービス係 ☎6400-0090

## 教育相談室をご利用ください

子育ての中で不安を感じたり、一人で悩んだりしていませんか。教育相談室では、18歳までのお子さんに関するさまざまな相談を、専門の心理士がお受けしています。

保護者とお子さんについて話し合い、よりよい解決方法を一緒に探っていきます。お子さんには面接やプレイセラピーを行い、本来持っている力を発揮できるよう援助します。

個人情報には守秘義務によって守られますので、安心してお気軽にご相談ください。

### 主な相談内容

- 園、学校や友人関係のこと
- 言葉が遅い
- 教師の指示に従えない
- 落ち着きがない、忘れ物が多い
- 学習についていけない
- 友達とのトラブルが多い
- 気持ちをうまく表現できない
- いじめられる
- 家庭での子育てに関すること
- かんしゃくが多い
- 反抗的な態度が多い
- チックや爪噛み等、気になる癖がある

### 対象

18歳までの区内在住・在園・在学のお子さんとその保護者

専用電話 ☎5422-1545

### 開室時間

月～金曜 午前9時～午後5時  
※祝日、年末年始を除く。



### ところ

教育センター(虎ノ門3-6-9)  
※4月に虎ノ門に移転しました。

### 申し込み

予約制です。保護者が電話でお申し込みください。

相談したい内容、お子さんの氏名、年齢、連絡先をお聞きします。お子さんのご都合がつかない場合は保護者だけの相談もお受けします。

初回の相談、継続相談ともに1回50分です。

**電話相談** 電話での相談をご希望の場合は電話相談をご利用ください。

月～金曜 午前9時～午後7時  
土曜 午前9時～午後5時  
※祝日、年末年始を除く。

詳しくは、港区ホームページをご覧ください。

### 問い合わせ

教育センター ☎5422-1541

### はじめての離乳食教室

離乳食の始め方について、調理実演を交えて話をします。

☎ 区民で、令和2年2月生まれのお子さんのいる保護者

📅 7月22日(水)午前11時～正午、午後1時30分～2時30分

📍 みなと保健所

👤 各15組(申込順)

📎 持ち物 離乳食づくり方テキスト(3～4カ月児健康診査案内と一緒に郵送しています)

☎ 電話で、開催前日までに、みなとコール(受付時間:午前9時～午後5時)へ。 ☎5472-3710

📍 健康推進課健康づくり係 ☎6400-0083

## 男女共同参画週間

6月23～29日は「男女共同参画週間」です。男女共同参画社会基本法の目的や基本理念について皆さんの理解を深めることを目的に設定されています。期間中は男女共同参画社会の実現に向けたさまざまな取り組みが全国的に実施されます。

区では、すべての人が性別等にとらわれず自分らしく豊かに生きることのできる男女平等参画社会を実現するため、平成16年に「港区男女平等参画条例」を制定しました。この条例に基づき、区は、港区男女平等

参画行動計画を策定し、男女平等参画施策を総合的かつ計画的に推進しています。計画を実効性のあるものにするために、区民の皆さん、事業者の皆さん、関係団体・関係機関の皆さんとの連携・協働に努め、男女平等参画社会の実現をめざして、取り組みを進めます。

### 問い合わせ

総務課人権・男女平等参画係 ☎3578-2014

新型コロナウイルス感染症への対応について、港区ホームページもご覧ください

港区ホームページ内「新型コロナウイルス感染症について」のページでは、区への最新情報をご覧ください。区が主催するイベントや事業等を延期または中止する場合があります。最新の情報は、港区ホームページをご覧ください。

☎電話番のかけ間違いにご注意ください。

凡例 ☎:対象 ☎:とき ☎:ところ ☎:内容 ☎:定員・募集人員 ☎:申し込み ☎:問い合わせ ☎:選考方法 ☎:担当課

## マイナポータルを利用して暮らしを便利に

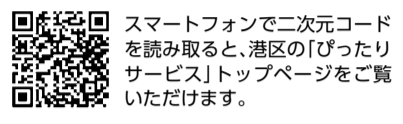
マイナポータルの「ぴったりサービス」とは

国が運営するインターネットサービスです。マイナポータルの「ぴったりサービス」を利用すれば、利用する人に合った行政サービスの検索や電子申請をすることができます。パソコンやスマートフォンから、インターネットに接続できる環境があれば利用できます。「ぴったりサービス」による行政サービス検索は、マイナンバーカードが不要です。

### マイナポータルを活用した電子申請について

電子申請で本人確認が必要な手続きを行うときには、マイナンバーカードが必要です。パソコンから申請

の手続きを行う場合は、ICカードリーダーが必須です。スマートフォンでの利用は、使用している機器のマイナンバーカード対応の可否をご確認ください。特別定額給付金についてもマイナポータルから電子申請ができます。



スマートフォンで二次元コードを読み取ると、港区の「ぴったりサービス」トップページをご覧ください。  
 ※マイナポータルについて詳しくは、港区ホームページまたはマイナポータルホームページ <https://myna.go.jp/> をご覧ください。



図 マイナポータルの利用方法



問い合わせ マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178  
 情報政策課情報政策担当 ☎3578-2080

表 マイナポータルを活用した電子申請ができる手続き一覧

制度名	手続名	担当課	マイナンバーカード	
児童手当	児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求	子ども家庭課子ども給付係 ☎3578-2431	必要	
	児童手当等の額の改定の請求及び届出			
	氏名変更、住所変更等の届出			
	受給事由消滅の届出			
	未支払の児童手当等の請求			
	児童手当等に係る寄附の届出、寄附変更等の届出			
	受給資格者の届出による学校給食費等の徴収等の届出、徴収等の変更等の届出			
乳幼児医療費(子ども医療費)の助成	子ども医療証交付申請	子ども家庭課子ども給付係 ☎3578-2430	必要	
	子ども医療証再交付申請			
	氏名変更、住所変更等の届出			
保育	受給事由消滅の届出	保育課保育支援係 ☎3578-2445	必要	
	子どものための教育・保育給付認定の申請 ※別途、来庁が必要			
	保育施設等の利用申込 ※別途、来庁が必要			
	保育施設等の現況届(子どものための教育・保育給付認定現況届) 施設等利用給付認定の申請			
母子保健	妊娠の届出	健康推進課地域保健係 ☎6400-0084	必要	
	※別途、来庁が必要			
介護保険	居宅(介護予防)サービス計画作成(変更)依頼の届出	介護保険課介護給付係 ☎3578-2880	必要	
	介護保険負担割合証の再交付申請			
	高額介護(予防)サービス費の支給申請			
	介護保険負担限度額認定申請			
	居宅介護(介護予防)福祉用具購入費の支給申請			
	居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給申請	介護保険課介護保険料係 ☎3578-2891		
	被保険者証の再交付申請			
	要介護・要支援認定の申請			介護保険課介護認定係 ☎3578-2885
	要介護・要支援更新認定の申請			
	要介護・要支援状態区分変更認定の申請			
住所移転後の要介護・要支援認定申請	特別定額給付金 港区特別定額給付金コールセンター ☎6730-9401	必要		
特別定額給付金				
定期予防接種の費用助成	定期予防接種実施依頼書の交付申請(23区外で接種希望の人)	保健予防課保健予防係 ☎6400-0081	不要	
情報公開	情報公開請求	情報政策課個人情報保護・情報公開担当 ☎3578-2064		

区役所・総合支所への申し込み・問い合わせについては、特記がない場合は平日午前8時30分～午後5時の受け付けとなります。

## 薬物乱用は「ダメ。ゼッタイ。」

「ダメ。ゼッタイ。」普及運動 6月20日(土)～7月19日(日)

薬物乱用の問題は、我が国を含め世界全体で取り組まなければならない社会問題です。健康被害を引き起こすだけでなく、薬物乱用が要因と考えられる事件や事故が発生することもあり、私たちの暮らしの安全・安心をおびやかしています。薬物に関して検挙された人数は近

年横ばいが続く中、令和元年は前年と比較してわずかに減少しました。しかし、大麻取締法に違反して検挙された人数は年々増加しており、令和元年は4千人を超えました。特に20歳未満と20歳代で大幅に増加しており、若年層による乱用傾向が増大しています。乱用者においては大麻



の依存性や危険性について軽視する傾向があるため、大麻が脳に与える影響や依存性があること等大麻に関する有害性について正しい知識を普及・啓発する必要があります。薬物乱用は使用した本人だけでなく、周りの人の人生も破壊してしまいます。1回でも「ダメ。ゼッタイ。」

という意識を強く持ち、決して薬物には手を出さない、薬物乱用を許さない社会環境を作っていきましょう。区では、「薬物乱用防止推進港区協議会」と協働して、地域に根ざした広報・啓発活動を行っています。皆様のご協力をお願いします。

問い合わせ  
 生活衛生課医務・薬事係  
 ☎6400-0044



### 安全・安心なインターネット利用について

インターネットは、私たちの生活に欠かせないものとなっている反面、さまざまなトラブルや犯罪の温床にもなっています。

#### 子どもを守るインターネットルール

子どもは、「ネットで悩みを相談するのは大して危なくない」と思っていたり、自撮り写真をSNSに投稿したり、全く知らない人を友達登録する等、犯罪に巻き込まれかねない使い方をする人が少なくありません。保護者は、フィルタリングの利用とともに、日頃から家庭内のコミュニケーションをとり、子どもにインターネットの危険性を教え

ることや、一緒に家庭のルールを作ることが大切です。

- ルールの例
- 接続するサイトやダウンロードするアプリは保護者に確認する。
  - インターネットの掲示板等に、住所・氏名・電話番号・メールアドレス等を書き込まない。
  - 知らない人と電話やメール、メッセージの交換をしない。
  - 他人のID・パスワードを勝手に使わない。
  - 利用料金や利用時間を決める。
  - 困ったことがあれば、保護者にすぐに相談する。

#### 悪質な通信販売サイトに注意

偽の情報を載せていたり、実在する通信販売サイトを模倣したりするサイトで商品を購入すると、粗悪な商品が届いたり、商品が届かず返金もされないというトラブルに巻き込まれる恐れがあります。

- チェックポイント
- 不自然な日本語が使われている。
  - 商品価格が極端に安い。
  - 所在地や電話番号が記載されていない。

- 個人の振込先口座が指定されている。
- これらの特徴が見られたら、購入には十分注意をしましょう。

問い合わせ  
 防災課生活安全推進担当  
 ☎3578-2270

**区内のPM2.5の1日平均値**

5月28日(木)の各局の1日平均値(速報値)は次のとおりです。

区局	赤坂局	10.2 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	都局	高輪局	9.5 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
	一の橋局	8.6 $\mu\text{g}/\text{m}^3$		第一京浜高輪局	11.7 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
	芝浦局	8.5 $\mu\text{g}/\text{m}^3$		台場局	9.3 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
	※ $\mu\text{g}/\text{m}^3$ =1立方メートル当たりのマイクログラム ※速報値ですので、後日訂正されることがあります。 ※PM2.5の環境基準は、年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下、かつ1日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下です。 その他の測定結果やリアルタイムの数値は、港区ホームページまたは東京都ホームページをご覧ください。				

問い合わせ 環境課環境指導・環境アセスメント担当 ☎3578-2492

**区内の放射線量の1日平均値**

5月28日(木)の区内2カ所のモニタリングポストの放射線量の1日平均値は次のとおりです。

区役所(植え込み)	0.071 $\mu\text{Sv}/\text{h}$	お台場学園	0.042 $\mu\text{Sv}/\text{h}$
※ $\mu\text{Sv}/\text{h}$ =1時間当たりのマイクロシーベルト ※地表から50cmの地点で測定。			

問い合わせ 環境課環境政策係 ☎3578-2487

「広報みなと」の  
 自宅配送について

「広報みなと」は、区民で、新聞購読をしていない人、区有施設で入手することが困難な人のうち、希望する人に自宅配送しています。また、自宅配送を申し込んだ人で、不要になった人、住所が変更になる人は、分かり次第早めに区長室広報係へご連絡ください。新規配送・配送停止・住所変更の手続きには、1カ月程度の期間がかかります。 区長室広報係 ☎3578-2036

# 東京都知事選挙

## 投票日 7月5日(日)



Licensed by TOKYO TOWER

7月5日(日)は東京都知事選挙の投票日です。忘れずに投票に行きましょう。「選挙は不要不急の外出にはあたらぬ」との国(総務省)の見解が出されており、予定どおり東京都知事選挙を行います。

### 投票できる人

- (1)平成14年7月6日以前に生まれた人
- (2)令和2年3月17日までに港区に入届をし、引き続き港区に住んでいる(住民基本台帳に記録さ

れている)人  
※投票日当日までに、都外へ転出した人は投票できません。

### 投票する場所

#### 投票日投票(7月5日)

事前に発送する「投票所入場整理券」に指定の投票所が記載されますので、記載されている投票所にお越しください。時間は午前7時～午後8時です。

### 期日前投票

投票日当日、仕事や旅行、冠婚葬祭等の予定がある場合には、事前に投票ができます。「投票所入場整理券」が届いている場合は、お持ちください。投票所入場整理券の裏面に印刷されている「投票宣誓書」に必要事項を記載の上、係員の案内により投票してください。

期日前投票ができる場所、期間および時間

- (1)芝地区総合支所(港区役所)  
6月19日(金)～7月4日(土)
- (2)麻布・赤坂・芝浦港南地区総合支所、台場分室、高輪区民センター、さんぽーと港南  
6月27日(土)～7月4日(土)  
※時間は午前8時30分～午後8時

す。さんぽーと港南のみ午前10時～午後8時です。

※場所によって開設期間が異なりますので、ご注意ください。

### 新型コロナウイルス感染症対策

投票所では新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策に取り組みます。ご理解、ご協力をお願いします。3つの「密」を防ぐため、期日前投票をご活用ください。

東京都知事選挙の投票等については、詳しくは、広報みなと6月21日発行の東京都知事選挙特集号をご覧ください。

### 問い合わせ

選挙管理委員会事務局

☎3578-2766~9

## 熱中症は誰にでも起こります

熱中症は気温等の環境条件だけではなく、人間の体調や暑さに対する慣れが影響して起こります。周囲の人たちと声を掛け合い、熱中症予防を心掛けて行動しましょう。

### 熱中症を防ぐためには

- 窓を開ける等、風通しをよくする
- 外出時には日傘と帽子
- 涼しい服装をする
- こまめに水分補給する
- 温度や湿度を測って確認する
- カーテン等で窓から差し込む日光を遮る

### 特に注意すること

- 人間の体は暑い環境での運動や作業を始めてから、3～4日たないと、体温調節が上手にできるようになりません。急に暑くなった日や久しぶりに暑い環境で活動した時は、特に注意しましょう。
- クールビズの「室温28度」はエアコンの設定温度ではありません。冷房の温度を28度に設定しても、室内が必ず28度になるとは限りません。そのような場合は、設定温度を下げることも考えてみましょう。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、今夏はこれまでと異なる生活環境下で過ごすことから、例年以上に熱中症に気を付けることが重要です。十分な感染症予防を行いながら、熱中症の予防も心掛けましょう。

### 問い合わせ

環境課環境政策係 ☎3578-2486

## “社会を明るくする運動”7・8月は、強調月間です

### 犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ

“社会を明るくする運動”は、全ての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築こうとする全国的な運動で、令和2年度で70回目を迎えます。区では、7・8月を強調月間として、例年、さまざまな活

動を行っています。  
**主な活動**  
青少年健全育成大会in六本木  
記念式典を行い、区の小・中学校の児童・生徒等による演奏や演技等が披露されます。  
また、六本木ヒルズアリーナ会場から、“社会を明るくする運動”に賛同する団体がパレードを行います。

### みなと区民の集い

区立中学校の生徒による演奏・演技、親子で楽しむプロによるクラシックコンサートを行います。  
※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年度の「青少年健全育成大会in六本木」および「みなと区民の集い」は中止となりました。



令和元年度の青少年健全育成大会 in 六本木での麻布バトンクラブの演技

### 問い合わせ

保健福祉課地域保健福祉係

☎3578-2381



### 住宅用火災警報器の寿命は10年が目安です

Q 家の住宅用火災警報器が突然、警報を発しました。警報器のひもを引いたら警報は止まりましたが、部屋には火の気がないのに警報が鳴ったことに不安を感じます。今後どうしたらよいですか。

A 誤動作または警報器寿命の可能性があります。

住宅用火災警報器が鳴ったら、次の順序で確認し原因を取り除きます。

- (1)火元を確認する。
- (2)誤動作を疑い原因を取り除く。
- (3)設置から10年を超えていたら、本体ごと交換する。

まず、火元を確認します。本当に火災発生の場合についてはここでは省略します。

次に、「誤動作・故障」の可能性を疑い、取扱説明書等に沿って原因を取り除きます。例えば、通常の調理

の煙や湯気で誤動作した場合、煙や湯気が直接当たらない場所に警報器を移す等します。また、虫(クモ等)やほこりが付いて誤動作した場合、掃除機で吸い出す等します。それでも警報が頻発する場合は、故障の可能性を疑い、交換を検討しましょう。

最後に、「経年劣化や電池寿命」の可能性です。住宅用火災警報器本体の寿命はおおむね10年です。設置日や製造日を確認し、10年を超えていれば新しいものに交換しましょう。いざという時に備え、警報器を定期的に

作動確認しましょう。

平成22年4月1日から、全ての住宅で住宅用火災警報器の設置が義務化されています。区職員や消防職員が火災警報器等の防災機器を直接販売したり、特定の業者に販売を依頼したりすることはありません。悪質販売には十分注意してください。

### 問い合わせ

消費者センター相談専用電話

(相談受付時間:祝日を除く月～土曜午前9時30分～午後4時※土曜は電話相談のみ) ☎3456-6827

### 港区広報番組をご覧ください

6月11日更新「港区広報トピックス(20分番組)」

内容 子どもと子育てに関する相談支援、介護予防運動 他

放送期間 6月11日(木)～20日(土)

J:COMチャンネル港・新宿(11ch)の他、港区ホームページ、YouTube、ちいばす・お台場レインボーバス車内でもご覧いただけます。



☎電話番のかけ間違いにご注意ください。



## 第3回 みなとタバコルール賞

### 応募団体を募集します



令和2年4月1日現在1788事業者に「みなとタバコルール宣言」をしています。

区では、さらに多くの事業者・地域活動団体に「みなとタバコルール宣言」をしていただき、みなとタバコルール推進の向上につなげるため、宣言した事業者・地域活動団体の活動を表彰する「みなとタバコルール賞」を平成30年度から実施し、計5事業者・地域活動団体を表彰しています。

事業者・地域活動団体において、「ホームページや、社内報でみなとタバコルール宣言をPRし社内啓発に努めています。」「我が社は、毎週

地域の清掃活動を行い、吸い殻が落ちていない地域に貢献しています。」等、具体的な取り組みを行っている場合、第3回「みなとタバコルール賞」に積極的にご応募ください。



二次元コードをスマートフォンで読み取ると、港区ホームページ内のみなとタバコルールについてのページをご覧いただけます。

#### 応募資格

「みなとタバコルール宣言」をした事業者・地域活動団体またはこれから宣言をする事業者・地域活動団体のうち、みなとタバコルールの推進に貢献した事業者・地域活動団体 ※その他の応募基準については港区

ホームページを参照してください。

#### 応募期間

6月15日(月)～8月17日(月)

#### 応募方法

港区ホームページの応募フォームから申し込みます。

または、応募書類を港区ホームページからダウンロードし、必要事項を記入の上、送付先へ郵送またはファックスでご応募ください。



令和元年度の表彰式事業者(左・右側)と港区長(中央)

※応募書類の他に、活動が分かる写真や参考資料等があれば送付してください。

#### 送付先・問い合わせ

〒105-8511 港区役所環境課環境政策係  
☎3578-2506 FAX3578-2489



みなとタバコルール啓発ロゴ

## 蚊が発生する季節です



蚊は5月頃から活動を始め、夏に発生ピークを迎えます。蚊の数を減らすためには、公共の場所は区が、私有地内は所有者・管理者がそれぞれ防除を行うことが大切です。蚊の発生を抑えることで、蚊が媒介する感染症の拡大も防ぐことができます。

#### デング熱・ジカ熱・チクングニア熱・ウエストナイル熱

デング熱は、平成26年8月に約70年ぶりに国内感染者が発生しました。また、ジカ熱(ジカウイルス感染症)、チクングニア熱、ウエストナイル熱は、現在、国内での発生はないものの、海外で感染し、帰国後

発症する輸入症例があり、四類感染症に指定されています。

デング熱、ジカ熱、チクングニア熱はウイルスを持ったヒトスジシマカに、ウエストナイル熱はイエカやヒトスジシマカに刺されることで感染します。

#### 蚊の防除

#### 幼虫対策

蚊の防除は、幼虫対策が効果的です。幼虫(ボウフラ)は、水がたまる場所をなくせば発生しません。水がたまる場所は、古タイヤや空き缶、バケツや壺、落ち葉が詰まった雨どい、金魚等のいなくなった水槽、ペットボトルの空き容器、ビニールシ

ートの窪み、植木鉢の水受け皿等、身近なところに数多くあります。庭や家の周りを点検し、水がたまる場所があったら、容器を逆さにして水をあげ、雨がたまる場所に移動し、不要なものは捨てましょう。

#### 成虫対策

蚊は直射日光の下では体温が上がり、長くとどまっていられないため、昼間は日陰に隠れています。庭の樹木の枝が込み入っている場合は、地面に木漏れ日が届くくらい枝を刈り込んで、風通しを良くしてください。

#### 区の取り組み

区では、区立公園で6～10月の間、蚊のウイルス保有調査を行っています。これまで対象としていたデングウイルス、ジカウイルス、チクングニアウイルスに加え、令和2年度か

らはウエストナイルウイルスについても調査を行います。調査結果は、港区ホームページに掲載します。

道路には、雨水を排水するための施設として雨水ますが造られています。雨水ますの底は水がたまる構造で、蚊が発生する原因になります。雨水ますは区内の公道上に、約2万5000カ所あり、成虫になることを抑える薬剤を5～10月の間、毎月1回投入しています。

蚊を退治するには、効果が持続する環境的防除を行うことが基本です。保健所では、蚊の発生を抑える環境づくりのアドバイスを行っています。

#### 問い合わせ

生活衛生課生活衛生相談係  
☎6400-0043



## ハチに気を付けましょう

#### ハチの活動が活発化しています

アシナガバチやスズメバチ等の狩りバチ類は、樹木害虫の毛虫・青虫や小さな昆虫等が多くなる4月下旬頃から、女王蜂が単独で巣作りを始めます。その後、6月上旬頃から働きバチが増加していきます。

#### アシナガバチ類

脚をだらりと下げてふらふらと飛ぶのが特徴です。

軒下、窓枠、戸袋の中、外階段のステップの裏、枝葉が密生した植木の枝等に巣を作ります。巣の色は灰色です。

写真1はアシナガバチの巣です。おわんをひっくり返したような形をしていて、幼虫が育つ穴がたくさん見えます。

#### スズメバチ類

アシナガバチと比べると飛ぶスピードが速く、直線的に飛びます。

軒下、屋根裏、大ぶりの樹木の枝等に巣を作ります。土中に巣を作る種類もあります。

写真2は、コガタスズメバチの初

期の巣です。下部に出入りのための穴があります。外壁があり中は見えませんが、巣の中にはアシナガバチの巣と同じように、たくさんの穴がある巣盤が何重にもなり、幼虫が育てられています。外壁は茶系統でまだら模様をしています。

#### ハチの攻撃

ハチに刺される事故の多くは、ハチの巣に気付かずに、巣の付近を振動させたり、誤って巣に触れたりして、ハチを刺激したときに発生しています。ハチは、むやみに刺しに来るのではなく、巣を守るために近く敵に対して攻撃します。

#### 巣の確認時の注意

ハチは、巣を雨風の当たらないところに作ります。家の周りでも多くのハチを頻繁に見かけるときは、近くで巣を作っている可能性があります。ハチを刺激しないように少し離れた場所からハチを観察し、ハチが飛ぶ方向等から、ゆっくり慎重に、巣の位置を確認しましょう。

ハチは、速い動きに対して興奮す

るので、ハチが体の近くに飛んで来た時に手で追い払おうとしたり、慌てて走って逃げたりすると危険です。その場でいったん静止し、ゆっくり後ずさりしてその場から離れるようにしましょう。

黒っぽい色の服やひらひらする物が付いた服、化粧品等の匂いにも強く反応するので気を付けましょう。

#### 巣ができていたら

巣のできている場所が生活に支障のない場所であれば、そのまましておくのもいいでしょう。アシナガバチやスズメバチは毛虫や青虫等を幼虫のエサにする益虫としての面もあるからです。また、巣は1年限りで、翌年続けて同じ巣を使用することはありません。

写真1 アシナガバチの巣



#### 万が一刺されてしまったら

ハチの毒は、急激に強いアレルギー反応を起こす場合があります。刺された際は、早急に医療機関を受診してください。

#### ハチに関する相談窓口

みなと保健所ではハチに関する相談を受け付けています。ハチは種類や巣の状況、季節によって対処方法が異なります。ご自宅の状況に応じてアドバイスをしていますので、お問い合わせください。 ※巣の除去は行っていません。

#### 問い合わせ

生活衛生課生活衛生相談係  
☎6400-0043

写真2 コガタスズメバチの巣



区役所・総合支所への申し込み・問い合わせについては、特記がない場合は平日午前8時30分～午後5時の受け付けとなります。

# みなと おしらせボード



**凡例**

対	対象	時	とき	所	ところ
内	内容	人	定員・募集人員	申	申し込み
問	問い合わせ	選	選考方法	担	担当課

※区役所・総合支所・都庁への郵便は、郵便番号と宛先(例:105-8511 港区役所〇〇課)で届きます。 ※ファックスでの問い合わせはFAX3578-2034へ。 ※費用の表記がないものは、全て無料です。

## 障害者関連情報

### 障害者のための「パソコン」教室

**対** 18歳以上で身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持、難病により障害支援区分認定を受けた区民※パソコンでの日本語入力ができる人

**時** (1)7月14日～9月8日(8月11日を除く火曜・全8回)(2)7月10日～9月11日(7月24日、8月14日を除く金曜・全8回)午前10時45分～午後0時15分

**所** 障害保健福祉センター

**内** (1)パワーポイントで紙芝居作り (2)ワードでリーフレット作り※新型コロナウイルスの影響により、内容を変更する場合があります。

**人** 各5人(抽選)

**申** 電話またはファックスで、6月24日(水)までに、障害保健福祉センターへ。申し込みの際、身体状況の確認をすることがあります。手話通訳・介護者が必要な人は、ご相談ください。公共交通機関の利用が困難な人は、巡回バスを利用できます。

☎5439-2511 FAX5439-2514

### 重度障害児の日中一時支援事業(夏期)利用者募集

**対** 区内在住で、特別支援学校等に通学する、小学4年生～高校3年生の重度障害児

**時** 学校の夏季休業期間のうち週1回程度、午後1時30分～5時

**所** 障害保健福祉センター※送迎サービスはありません。

**内** レクリエーションや創作活動等

**人** 1日当たり10人程度※定員に達した場合、選考審査あり

**費用** 課税世帯は1日480円。非課税世帯、生活保護受給世帯は無料。

**申** 郵送で、所定の申請書に必要事項を明記の上、6月30日(火)までに、〒105-8511 港区役所障害者福祉課障害者支援係へ。申請書は、港区ホームページからダウンロードできる他、各総合支所区民課保健福祉係

で配布しています。

**問** 障害者福祉課障害者支援係  
☎3578-2825 FAX3578-2678

## 健康

### ◎ウェルネスセミナー「リンパ浮腫予防とリハビリテーション」

**時** 7月15日(水)午前11時～正午

**人** 10人(申込順)

### ◎両立支援セミナー「がん制度 大学「60代の年金と仕事」」

**時** 7月17日(金)午後7時～8時30分

**人** 20人(申込順)

### ◎生活の質向上セミナー「心身のバランスを図るアロマケア」

**時** 7月18日(土)午後2時～3時

**人** 10人(申込順)

### ◎印の共通事項

**対** どなたでも

**所** がん在宅緩和ケア支援センター

**申** 電話またはファックスで、各開催日の前日までに、開催日時・イベント名・氏名・連絡先(電話)・参加人数を、がん在宅緩和ケア支援センターへ。

※詳しくは、がん在宅緩和ケア支援センターホームページ

<https://www.minato-hpccsc.jp/> をご覧ください。

☎6450-3421 FAX6450-3583

## お知らせ

### 港区保健福祉基礎調査報告書がまとまりました

区では、区民の生活状況や保健福祉に関する要望を把握し「港区地域保健福祉計画」等の策定の基礎資料とするため、港区保健福祉基礎調査を実施しました。調査結果をまとめた報告書は、各総合支所・台場分室、港区立図書館および港区ホームページでご覧になれます。

**問** 保健福祉課地域保健福祉係  
☎3578-2378

### 介護保険負担限度額認定証の更新

現在、介護保険負担限度額認定されている人には、6月末日までに更新申請書類をお送りします。同封の案内に従って、更新手続きをしてください。更新申請書が届かない人は、お問い合わせください。

**対** 介護保険施設(特別養護老人ホーム・老人保健施設・療養病床等)に入所している人やショートステイを利用している人で、負担限度額の認定を受けている人※次のいずれかに該当する場合は、認定の対象にはなりません。(1)世帯員に課税されている人がいる場合(2)預貯金額等が一定額(単身の場合1000万円、夫婦の場合2000万円)を超える場合(3)同一世帯でなくても、課税されている配偶者がいる場合

**更新申請に必要な書類** 介護保険負担限度額認定申請書、預貯金額等を確認できるもの

**問** 介護保険課介護給付係  
☎3578-2876～80

### 市街地再開発組合設立認可に係る事業計画案の縦覧(三田小山町西地区)

意見のある人は、提出期間内に意見書を提出してください。

**件名** 三田小山町西地区第一種市街地再開発事業

**時** 6月12日(金)～25日(木)

**所** 港区開発指導課(区役所6階)

**申** 意見書は、郵送または直接、6月12日(金)～7月9日(木)に、〒163-8001新宿区西新宿2-8-1 東京都都市整備局市街地整備部再開発課(都庁第二本庁舎11階)へ。

**問** 港区開発指導課再開発担当  
☎3578-2247

### 市街地再開発組合設立認可に係る事業計画案の縦覧(西麻布三丁目北東地区)

意見のある人は、提出期間内に意見書を提出してください。

**件名** 西麻布三丁目北東地区第一種市街地再開発事業

**時** 6月12日(金)～25日(木)

**所** 港区開発指導課(区役所6階)

**申** 意見書は、郵送または直接、6月12日(金)～7月9日(木)に、〒163-8001新宿区西新宿2-8-1 東京都都市整備局市街地整備部再開発課(都庁第二本庁舎11階)へ。

**問** 港区開発指導課再開発担当  
☎3578-2247

## 変更・休止情報等

### 「2020(第39回)みなと区民まつり」の開催中止について

毎年10月に開催している「みなと区民まつり」および「みなと区民スポーツ・体育祭」は、新型コロナウイルス感染症の感染リスクを踏まえ、今年度は開催を中止します。詳しくは、港区ホームページをご覧ください。

**問** (公財)港区スポーツふれあい文化健康財団  
☎5770-6837

**問** 地域振興課地域振興係  
☎3578-2531

### 区立芝公園多目的運動場の臨時休場のお知らせ

芝公園多目的運動場はフットサルコートとプールの多目的施設で、秋・冬・春季はフットサルコートとして、夏季はプールとして施設を開場しています。施設の設備点検・清掃等のため、臨時休場します。

施設	運営期間	臨時休場日
プール	7月1日(水)～9月15日(火)	8月3日(月)
フットサルコート	9月26日(土)～令和3年6月15日(火)	毎月第1・3月曜日

**問** 芝公園多目的運動場  
☎5733-0575

生涯学習スポーツ振興課スポーツ振興係  
☎3578-2753

区役所・総合支所への申し込み・問い合わせについては、特記がない場合は平日午前8時30分～午後5時の受け付けとなります。

## 夜間・休日診療

港区ホームページからもご覧いただけます▶

診療時間 □ は午前9時～午後5時  
診療時間 ★ は午後5時～午後10時



小児初期救急	みなと子ども救急診療室	月～金曜:午後7時～10時 土曜:午後5時～10時 ※祝日・年末年始を除く ※受付は午後9時30分まで	中学生まで(おおむね15歳未満の小児)の軽症患者対象	芝浦1-16-10(社福)恩賜財団母子愛育会 総合母子保健センター 愛育病院1階 ☎6453-7302
--------	-------------	--	----------------------------	--

※受診するときは、あらかじめ電話で診療時間等をお問い合わせください。

6月14日(日)	ありいずみ内科(内)	芝浦3-11-8 ミナトヤビル3階	5419-7881
	東京都済生会中央病院(内・外)	三田1-4-17	3451-8211
	高島歯科クリニック(歯)	西新橋2-18-7 マストライフ虎ノ門1階	3500-3566
	田中歯科医院(歯)	南青山1-1-1 新青山ビル西館3階	3475-1188
	★岸本クリニック(内)	六本木5-16-4 六本木エーワンビル4階	3589-2112
	港区休日歯科応急診療所(港区口腔保健センター)	三田1-4-10 みなと保健所2階	3455-4927(休日のみ)

電話がかかりにくい場合は、下記の診療案内へ

診療案内	東京消防庁救急相談センター(毎日24時間)	「#7119」(プッシュ回線の固定電話、携帯電話)☎3212-2323(ダイヤル回線の固定電話等)
	東京都医療機関案内サービス「ひまわり」(毎日24時間)	☎5272-0303 ホームページ <a href="https://www.himawari.metro.tokyo.jp/">https://www.himawari.metro.tokyo.jp/</a>

電話相談	小児救急電話相談	月～金曜(祝日、年末年始を除く)午後6時～翌朝8時 土・日曜、祝日、年末年始午前8時～翌朝8時	「#8000」(プッシュ回線の固定電話、携帯電話)☎5285-8898(ダイヤル回線の固定電話等)
------	----------	--	---

薬の相談 ※日中、夜間とも区内在住者に限ります。

港区休日くすり何でもテレホン 対応時間:午前9時～午後2時 ※薬局の電話がかかりにくい場合は、☎090-9378-7915			
6月14日(日)	南山堂薬局 麻布十番店	麻布十番2-2-7	6435-1572

夜間対応当番薬局(毎日) 対応時間:午後8時～午前0時 ☎090-3690-3102

新型コロナウイルス感染症への対応について、港区ホームページもご覧ください

港区ホームページ内「新型コロナウイルス感染症について」のページでは、区への対応の最新情報をご覧いただけます。区が主催するイベントや事業等を延期または中止する場合があります。最新の情報は、港区ホームページをご覧ください。

# 国民健康保険料の納入通知書をお送りします

平成31年1月～令和元年12月の1年間の所得金額に基づき決定した令和2年度の国民健康保険料納入通知書を、6月16日(火)に世帯主宛てに発送します。

**保険料の計算について**  
 国民健康保険料は、世帯を単位として、国民健康保険加入者の人数と賦課のもととなる所得金額(※賦課基準額)を基に年間保険料を計算しています(図1のとおり)。

※賦課基準額とは  
 前年の総所得金額および山林所得金額、株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計から、基礎控除額33万円を差し引いた金額です(雑損失の繰越控除は行いません)。

**保険料の減額・軽減**  
**保険料均等割額の減額**

前年1～12月の1年間の所得金額が一定基準以下の世帯の場合、均等割額を7割、5割または2割減額します。

この対象となる世帯は、所得金額により判定しますので、世帯全員の住民税の申告が必要となります。収入がなかった人も申告をしてください。

**後期高齢者医療制度への移行に伴う保険料の軽減措置**

**低所得者に対する軽減**

後期高齢者医療制度に移行する人が国民健康保険加入者だった場合、世帯構成や収入が変わらなければ、従前と同様の保険料均等割額の軽減を受けることができます。申請は必要ありませんが、世帯全員の住民税

の申告が必要です。

**旧被扶養者に対する軽減**

社会保険、船員保険、共済組合等の被保険者が後期高齢者医療制度に移行すると、その被扶養者だった人は国民健康保険に加入することになります。このような人のうち、65歳以上の人を旧被扶養者といい、所得割額については当面の間、均等割額については、国民健康保険の資格取得後最長で2年(24カ月)の間、保険料の軽減措置を受けることができます。加入時に申請してください。

**非自発的失業による軽減措置**

倒産・解雇等による離職(雇用保険の特定受給資格者)や雇止め等による離職(雇用保険の特定理由離職者)をした人は、保険料が軽減される場合があります。雇用保険受給資格者証をお持ちいただき、届け出

図1 保険料の計算方法

$$\text{世帯の保険料} = \text{基礎分(医療分)} + \text{後期高齢者支援金分} + \text{介護分}$$

■基礎分(医療分)…病気やけがをしたときの診療費や給付の財源

所得割額 被保険者全員の賦課のもととなる所得金額×7.14パーセント	+	均等割額 被保険者数×3万9900円	=	年間保険料 最高限度額63万円
---------------------------------------	---	-----------------------	---	--------------------

■後期高齢者支援金分…後期高齢者医療制度の給付の財源

所得割額 被保険者全員の賦課のもととなる所得金額×2.29パーセント	+	均等割額 被保険者数×1万2900円	=	年間保険料 最高限度額19万円
---------------------------------------	---	-----------------------	---	--------------------

■介護分…介護サービスの財源

所得割額 第2号被保険者全員の賦課のもととなる所得金額×1.46パーセント	+	均等割額 第2号被保険者数×1万5600円	=	年間保険料 最高限度額17万円
--	---	--------------------------	---	--------------------

※介護分について…介護保険の第2号被保険者である40歳～64歳の人にかかります。

てください。  
 新型コロナウイルス感染症の影響により、国民健康保険料の納付が困難な場合はご相談ください

新型コロナウイルス感染症の影響により、保険料の納付が困難な人については、保険料の減免または徴収猶予が認められる場合があります。詳しくは、お問い合わせください。

**納付方法について**

**口座振替**

1年分の保険料を6月～翌年3月の10回で引き落とします。

**納付書(払込用紙)**

口座振替同様、6月～翌年3月の10回割になります。今回お送りする納入通知書に、6月期～3月期分の納付書と1年分の一括納付書を同封します。

銀行、ゆうちょ銀行、信用金庫、信用組合、コンビニエンスストア、モバイルレジ、または区役所・各総合支所の窓口で保険料をお納めください。

ただし、1枚の納付書の金額が30万円を超える場合は、コンビニエンスストア、モバイルレジでの取り扱い

いはできませんので、ご注意ください。

**年金からの天引き(特別徴収)**

65～74歳(令和2年4月1日現在)の人で構成される世帯の保険料は、原則、4月～翌年2月の年金支給月(偶数月・計6回)に世帯主の年金から天引きとなります。

4・6月は令和元年度の保険料率等をもとに計算した仮徴収額です。納入通知書で年間保険料額と8月期以降の特別徴収額をお知らせします。※一定の要件により該当しない世帯もあります。その世帯は今までどおり、納付書または口座振替による納付となります。

**加入、脱退、所得金額の変更等があった場合**

加入、脱退した場合や賦課基準額に変更があった場合は、その都度保険料を計算し直して、納入通知書によりお知らせします。

**問い合わせ**

国保年金課資格保険料係  
 ☎内線2643～5、7～9

# おむすびサービスをご利用ください

(住民参加型の有償在宅福祉サービス)

日常生活を営む上で支援を必要とする人(利用会員)と支援できる人(協力会員)をむすび、地域で住民相互の助け合いを推進する会員制の事業です。手続きの流れは図2のとおりです。

**会員区分・年会費**

利用会員、協力会員、賛助会員の3種類があり、それぞれ年会費が必要です。※事前に会員登録が必要です。

**利用会員(年会費2000円)**

高齢や障害、病気・ケガ等何らかの理由で日常生活を営む上で支援を必要とする人(原則区内在住)

**協力会員(年会費初年度2000円、更新時1000円)**

在宅福祉サービスの提供に協力できる18歳以上の人(高校生不可、区内在住・在勤問わず)

**賛助会員(年会費1口2000円、何口でも可)**

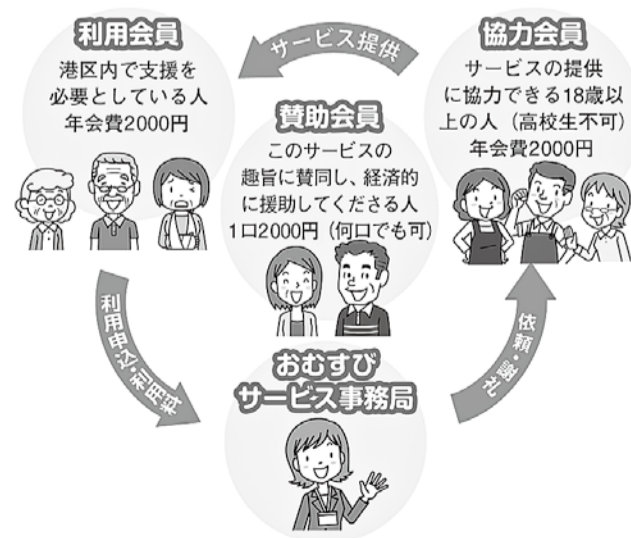
この事業の主旨に賛同し、経済的に支援して下さる人、または団体

**活動内容・料金**

活動内容	料金
● 普通の掃除・整理整頓・洗濯 ● 通院や散歩の付き添い ● 話し相手 ● 食事の準備等	1時間800円
● トイレや風呂等の水回りの掃除 ● 普段できない掃除や衣替え等	1時間1200円

※交通費等実費は利用会員負担

**おむすびサービスの仕組み**



**活動時間**

月～金曜午前9時～午後5時  
 ※土・日曜、祝日、年末年始を除く。  
 ※1回の活動時間は原則2時間以内  
 ※依頼内容により対応が難しい場合や、応じられる協力会員が見つからない場合があります。  
 ※入会前の「おためし利用」についてもご相談ください。

図2 サービス利用までの流れ

**相談**

おむすびサービスの担当者が電話や来所にて依頼内容等をお聞きします。

↓

**訪問**

おむすびサービス担当者が利用を希望する人を訪問し、状況や依頼内容等を確認します。その後、サービスを提供できるか検討します。

↓

**調整・登録**

おむすびサービス担当者が支援できる協力会員を探します。見つかりましたら年会費をいただき、利用会員の登録をします。

↓

**協力会員紹介・サービス開始**

おむすびサービス担当者がサービス内容を確認した上で、支援できる協力会員を紹介し、サービス開始となります。

**問い合わせ**

(社福)港区社会福祉協議会ボランティア・地域活動支援係 ☎6230-0284 FAX6230-0285

担当課 保健福祉課地域保健福祉係

港区役所本庁舎内に夜間・休日等に立ち入る場合、手続きが必要です

夜間・休日等に港区役所本庁舎に立ち入る場合、本庁舎1階の宿直室で手続きが必要です。手続きが必要な時間帯は次のとおりです。ご理解のほどよろしくお願ひします。  
 ● 平日: 夜間～早朝(午後8時30分～翌日午前7時45分)  
 ● 土・日曜、祝日、年末年始: 終日

問い合わせ  
 契約管財課庁舎管理担当  
 ☎3578-2870

記事中の表記について (特)…特定非営利活動法人 (社福)…社会福祉法人 (社)…一般社団法人 (公社)…公益社団法人 (財)…一般財団法人 (公財)…公益財団法人 (有)…有限会社 (株)…株式会社

**熱中症にご注意ください**

熱中症の予防には、こまめな水分補給が大切です。汗をかいたときは、適度な塩分の補給も必要です。持病のある人は、水分等の取り方について主治医と相談しましょう。

# 新型コロナウイルス感染症を乗り越えていくために

## 「港区新型コロナ ころのサポートダイヤル」のご案内

みなと保健所では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向け、さまざまな取り組みを実施しています。4月末からは、心の不調について相談できる心の相談窓口を、みなと保健所に新たに開設しました。

1月中旬に国内1例目の新型コロナウイルス感染症患者が発生して以降、区民の皆さんから新型コロナウイルス感染症の感染拡大に起因するストレスや不眠等の相談がみなと保健所に多く寄せられています。

**相談内容の例**

**感染に対する不安・焦燥感** 病院に行けない、外に出るのが怖い、歩いている人が感染者に見える等  
**報道に基づく疲労感** 新型コロナウイルスの怖い映像や情報で不安、専門家の言うことが怖くて眠れない等

**今後の生活についての不安** 新型コロナウイルス感染症のことを考

えると不安が募る、家に居続けると憂うつになる等

**一人で抱えこまず、つらい気持ちをお話してください**

「港区新型コロナ ころのサポートダイヤル」では、精神保健福祉士や臨床心理士等の専門職が、新型コロナウイルスに起因する精神的な不安等の相談をお受けします。また、必要な人には継続的に支援ができるよう、関係機関へおつなぎしています。

**港区新型コロナ ころのサポートダイヤル**

**対象** 区内在住・在勤・在学者  
**とき** 平日(月～金)の午前9時～午後5時 ☎5333-3808

**実施期間** 7月末まで  
 ※8月以降は感染状況等を見極めて継続を検討します。

**問い合わせ**  
 健康推進課地域保健係  
 ☎6400-0084 FAX3455-4460

## 新型コロナウイルス感染症に関するご相談について

**帰国者・接触者電話相談センター**

次のいずれかに該当する人は、ご相談ください。

- 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- 重症化しやすい人(基礎疾患のある人)で、発熱や咳等の比較的軽い風邪の症状がある場合
- 上記以外の人で発熱や咳等の比較的軽い風邪の症状が続く場合(症状が4日以上続く場合は必ず)

**みなと保健所電話相談窓口**

**対象** 区内在住・在勤・在学者  
**とき** 月～金曜午前8時30分～午後5時15分 ☎3455-4461

**都・特別区・八王子市・町田市合同電話相談センター**

**とき** 月～金曜午後5時～翌日午前9時  
 ※土・日曜、祝日は、終日対応しています。 ☎5320-4592

**新型コロナウイルス感染症に関する一般電話相談窓口**

みなと保健所電話相談窓口

**対象** 区内在住・在勤・在学者  
**とき** 月～金曜午前8時30分～午後5時15分 ☎3455-4461  
 聴覚障害がある人等の相談窓口  
 FAX3455-4460

**東京都電話相談窓口(コールセンター)**

**とき** 月～日曜午前9時～午後10時(祝日を含む)  
**対応内容** 感染の予防に関することや、新型コロナウイルス感染症に関する一般的な相談

☎0570-550571(ナビダイヤル)多言語(日本語、英語、中国語、韓国語)対応

聴覚障害がある人等の相談窓口  
 FAX5388-1396

**厚生労働省電話相談窓口**

**とき** 午前9時～午後9時  
 ※土・日曜、祝日も対応しています。  
 ☎0120-565653(フリーダイヤル)

**問い合わせ**  
 防災課危機管理担当 ☎3578-2515  
 保健予防課保健予防係 ☎6400-0081

## テイクアウト・デリバリーするなら 地元の商店街で



港区商店街連合会では、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上げが減少している港区商店街連合会に加盟する飲食店を支援するため、テイクアウト・デリバリーを実施している店舗を紹介するリストを作成し、港区商店街連合会ホームページに掲載しています。

新型コロナウイルス感染拡大を防止する「新しい生活様式」を実践する1歩として、港区商店街連合会テイクアウト・デリバリーをぜひご利用ください。

**港区商店街連合会テイクアウト・デリバリー店舗リスト**

<https://minato-smile.net/minato-take-out-list.html>



二次元コードをスマートフォンで読み取ると、港区商店街連合会テイクアウト・デリバリー店舗リストのページをご覧いただけます。

買い物するなら 地元の商店街で

Going shopping? Visit our local shopping streets.

**問い合わせ**  
 港区商店街連合会事務局 ☎3578-2555  
 産業振興課産業振興係 ☎3578-2556

## 7月に予定していた プレミアム付き 区内共通商品券(スマイル商品券) の販売を中止します

買い物するなら 地元の商店街で

Going shopping? Visit our local shopping streets.

新型コロナウイルス感染症の影響により、港区商店街連合会では、7月に予定していたプレミアム付き区内共通商品券(スマイル商品券)の販売を中止します。これまで商店街を支援していただいている皆さんの経済状況が苦しい中、また、商品券を取り扱う多くの店舗が厳しい経営状況にある中、商品券の販売を中止することは苦渋の決断ですが、販売時に感染拡大してしまう恐れがあること等から、販売を中止します。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

なお、新型コロナウイルス感染症の収束時期には、商店街でのお買い物を楽しんでいただけるよう、プレミアム付きスマイル商品券の販売を検討しておりますので、その際はぜひお買い求めください。

販売時期・販売額等の詳細は決定次第、広報みなと、港区商店街連合会ホームページ <https://www.minato-smile.net/> 等でお知らせいたします。



二次元コードをスマートフォンで読み取ると、港区商店街連合会ホームページをご覧いただけます。

**プレミアム付き区内共通商品券の販売に関するQ&A**

**Q1** 抽選で販売する等、工夫すれば販売できるのではないですか。

**A1** 当選者が販売所にお越しになる際に感染リスクが高まるため、販売自体を中止します。

**Q2** 次の販売時には増額する等は検討していますか。

**A2** 新型コロナウイルス感染症の影響により区内商店街の店舗は売上げが大幅に落ち込んでおり、増額発行を含め、強ちに地域経済を活性化させるための検討を進めています。販売時期・販売額等、詳細が決定しましたら改めてお知らせします。

**Q3** 例年12月にもプレミアム付きスマイル商品券を販売していましたが、この販売も未定ですか。

**A3** 未定です。国や都の通知等を注視しつつ、新型コロナウイルス感染症の収束時期を確認した上で、販売時期を決定します。

**問い合わせ**  
 港区商店街連合会事務局 ☎3578-2555  
 産業振興課産業振興係 ☎3578-2556